

○ビデオテープレコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平成十一年三月三十一日)

(通商産業省告示第百九十六号)

改正	平成一六年	一月二二日	経済産業省告示第	八号
	同	一八年	三月二九日同	第 五二号
	同	二五年	一月二七日同	第二六九号
	同	二九年	三月二八日同	第 五四号
	同	三一年	三月二九日同	第 六八号
	令和	五年	三月二八日同	第 二三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十八条第一項及び第二十条の規定に基づき、ビデオテープレコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

なお、平成八年三月六日通商産業省告示第九十七号（ビデオテープレコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）は、廃止する。

ビデオテープレコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平25経産告269・改称)

1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第9号に掲げるビデオテープレコーダー（以下「VTR」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成15年4月1日に始まり平成16年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するVTRのエネルギーの消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
-----	-------------

1	水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.5
2	水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有しないもの	2.0
3	水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.2
4	水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有しないもの	1.7

(2) (1)の規定は、ビデオテープの作動装置を複数有するものについて準用する。この場合において、(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率は、それぞれ当該数値に1.6を乗じた数値として取り扱うものとする。

## 2 表示事項等

### 2-1 表示事項

VTRのエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名及び形名

ロ 時計等の表示状態の待機時消費電力（時計等の表示機能であって表示・非表示を選択できるものに限る。）

ハ 時計等の非表示状態の待機時消費電力（時計等の表示機能であって表示・非表示を選択できるものに限る。）

ニ エネルギー消費効率

ホ 製造事業者等の氏名又は名称

### 2-2 遵守事項

(1) 2-1ロ及びハに掲げる待機時消費電力は、3(1)及び(3)に規定する方法により測定し、ワット単位で小数点以下1桁まで表示すること。

(2) 2-1のニに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値をワット単位で小数点以下1桁まで表示すること。

(3) 2-1に掲げる表示事項の表示は、そのVTRに関するカタログ及び取扱説明書に記載して行うこと。この場合2-1ロ、ハ及びニに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。

## 3 エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は、次に規定する方法により測定した消費電力をワット単位で表した数値とする。

(1) 交流電源（定格周波数50ヘルツ又は60ヘルツ及び定格電圧100ボルト）が供給されている状態で、VTRの電源スイッチを切った状態であってリモートコントロールによる操作が可能な状態（以下「待機時」という。）で測定する。

(2) 時刻等の表示機能であって、表示・非表示を選択できるものにあつては以下の式により算定する。

$$P = P_{\text{don}} - (P_{\text{don}} - P_{\text{doff}}) \times 0.2$$

P：エネルギー消費効率（単位 ワット）

$P_{\text{don}}$ ：表示状態の待機時消費電力（単位 ワット）

$P_{\text{doff}}$ ：非表示状態の待機時消費電力（単位 ワット）

(3) VTR本体以外へ電源を供給している場合にあつては、その供給電力は待機時消費電力に含まないものとする。

附 則

1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。

2 この告示の2の規定により行うべき表示事項等は、平成12年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

改正文（平成一六年一月二二日経済産業省告示第八号）抄

公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月二九日経済産業省告示第五二号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のIの1の(1)の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）、Iの1の(2)の④のオ、同(3)の④のイ、同(4)の④のイ、同(6)の③及び同(7)の④のウの改正規定並びにIの2の(2)の(2-2)の④のウ、同(5)の(5-2)の④のイ及び同(6)の(6-2)の④のウの改正規定に限る。）、第二条から第八条まで（題名の改正規定に限る。）、第十条、第十一条（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の1の1-1の改正規定を除く。）及び第十二条から第三十条まで（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日か

ら施行する。

附 則 （平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三一年三月二九日経済産業省告示第六八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。